

新型コロナウイルス感染症への 対応状況 (内閣府)

令和2年6月26日

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て支援に関連するこれまでの主な通知等について

- 2月27日
- ・子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）改正①
 - ・「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（事務連絡）①
 - 保育所等が臨時休園等を「5日を超えて」行った場合に、保護者の負担する利用者負担額について休園期間を差し引いた日割り計算とする(2月25日に遡って適用)。
 - 臨時休園等した特定教育・保育施設等については、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等を支給
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて（事務連絡）
 - 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業、放課後児童健全育成支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業）を臨時休業している場合、子ども・子育て支援交付金の算定に当たって、休業時点で開所の予定があった日については開所したものと算定。
- 3月4日
- ・「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（以後、随時更新）
 - 例えば、4月28日には、公定価格について、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付等については、通常通り支給する旨、明記。
- 3月27日
- ・子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）改正②
 - ・「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（事務連絡）②
 - 2月27日の府令改正①を改正し、「5日を超えて」の要件を撤廃(3月2日に遡って適用)。
- 5月29日
- ・保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて（事務連絡）
- 6月17日
- ・新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて（課長級通知）
 - 休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められることや、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないこと等を通知。

認定こども園に関連するこれまでの主な事務連絡について

- 2月25日** ○認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について
- 認定こども園において、**新型コロナウイルス感染症に感染した園児・職員又は濃厚接触者となった園児・職員の情報を得た場合や、臨時休園を実施又は検討する情報を得た場合には、内閣府に連絡するよう依頼。**
- 2月28日** ○新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について
- 認定こども園については、幼稚園や保育所と同様に、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子どもの受け皿になっていることから、**全国一斉の休業の要請の対象としない。**
- 4月 7日** ○緊急事態宣言後の認定こども園の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（改訂）等の周知。**臨時休業を行う場合に、医療従事者等の子どもの居場所の確保**などを依頼。
- 6月 8日** ○新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて
- 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの周知。

子ども・子育て支援に関連するこれまでの財政支援、特例措置について

保育所等の臨時休園への対応

- 臨時休園等に伴う保育料の減免に係る財政支援

一斉休校に伴う支援

- 放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援
- 小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援
- 小学校の臨時休業等を踏まえた企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための企業主導型ベビーシッター利用者支援事業のICT化への財政支援

企業主導型保育事業に対する支援

- 臨時休園等した企業主導型保育施設の利用料減免の支援

生活に困っている世帯や個人への支援

- 子育て世帯への臨時特別給付金

臨時休園等に伴う保育料の減免に係る財政支援(年金特別会計に計上)

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、認可保育所等が臨時休園等を行った場合に保育料を日割り計算とする際の保育所等に対する運営費に関する財政支援を行うもの。

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の対応として、市区町村からの要請に基づき認可保育所等を臨時休園等した場合に保育料の日割り減免を行うこととしているが、それに伴う子どものための教育・保育給付交付金の増分について財政措置を行う。

③ 施策の対象、補助率等

対象者： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市町村の要請・同意を受けて登園しなかった子どもが利用する
私立保育所等

実施主体： 市区町村（臨時休園等を実施した市区町村に限る。）

補助率： 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

※子ども・子育て拠出金を一部充当

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額の算定基礎となっている。

【概念図】



注：認可外保育施設における保育料の減免への支援については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用可能。

放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）

① 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援＜第2弾からの継続＞

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 ≥ 1 支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能 ・ 小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 ≥ 1 支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能 <p>※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする</p>
補助率	国1/3（※）

② 放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援＜新規＞

- 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	1人・1日当たり500円
補助率	国1/3（※）

③ 感染拡大防止対策に係る支援＜第2弾からの継続＞

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市区町村が事業所等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要となる費用について財政支援を行う。

補助基準額	令和元年度と合わせて1事業所当たり50万円までを上限（実績ベース）
補助率	国10/10

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能。

小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業 の利用料にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について、国庫補助の対象とする。

補助概要

<基準額>

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を減免した場合に加算
1人・1日当たり 6,400円

<負担割合>

国1/3

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能。

小学校の臨時休業等を踏まえた企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置について

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、今般の小学校の臨時休業等に伴い、保護者の休暇取得や放課後児童クラブの利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となる場合に、3月の特例措置として、割引券の使用枚数の上限引き上げ等を行った。
- 4月以降も一部地域において臨時休業が行われる可能性があることから、**特例措置を延長**し、加えて、**いわゆるフリーランスも利用可能**とする。
- 本事業の財源は事業主拠出金であることから厚生年金適用事業所の労働者（非常勤職員を含む）を対象としているところであり、4月以降の個人で就業している方の特例措置については、令和2年度補正予算において、事務費も含め**全額国費**で措置する。

4月以降の特例措置

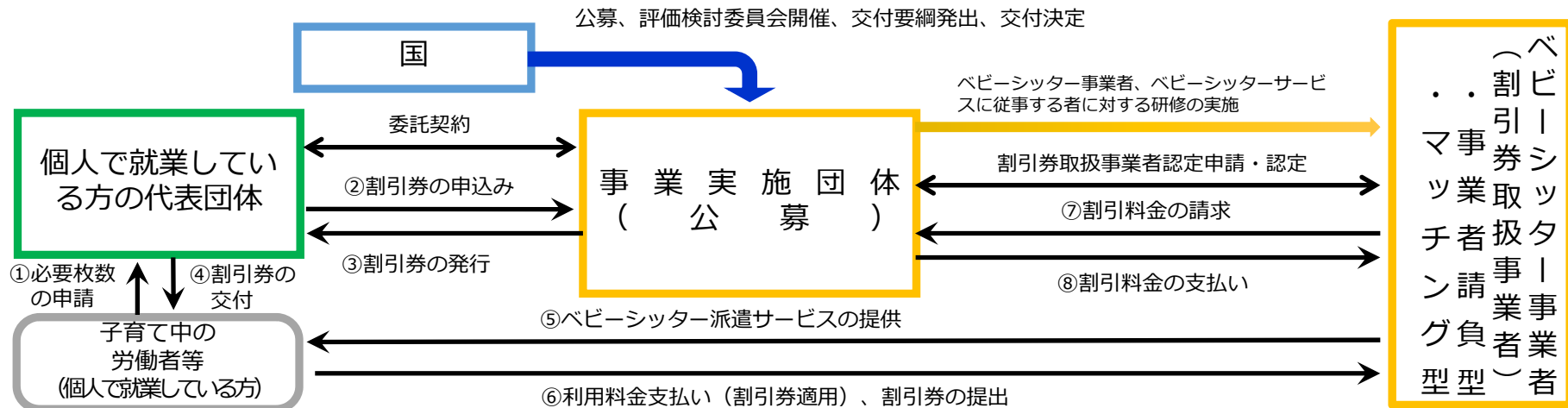
使用枚数の上限引き上げ

- ◆臨時休業により、ベビーシッターのニーズが高まることから、
 - ・ 1日当たり5枚まで利用可能。
 - ・ 利用時に、特例措置用の割引券に臨時休業等の事由を記載。
- ◆各企業の発行上限枚数についても、状況に応じて柔軟に対応。
 - ・ 割引券の発行には、従来どおり手数料（1枚180円（中小企業70円））が必要。
- ※ 厚生年金適用事業所の労働者については、令和2年度当初予算（3.8億円）の範囲内で実施。

個人で就業している方も利用可能に

- ◆事業の実施団体の負担を軽減するため、個人で就業している方の代表団体が申請をとりまとめる。
- ◆厚生年金適用事業所の労働者と同様に、
 - ・ 1日当たり5枚まで利用可能。
 - ・ 利用時に、特例措置用の割引券に臨時休業等の事由を記載。
- ◆個人で就業している方については、全額国費で措置することを踏まえ、手数料を無料とする。
- ※ 個人で就業している方については、令和2年度補正予算で措置（3.2億円）。

<事業の仕組み（個人で就業している方の場合）>



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業のICT化への財政支援

仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府一般会計）

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、紙媒体の割引券のやり取りが困難となっている中、ICTを活用した非接触型の割引券使用システムへの移行を図るため、ICT化の環境整備に要する費用への財政支援を行う。

【実施主体】

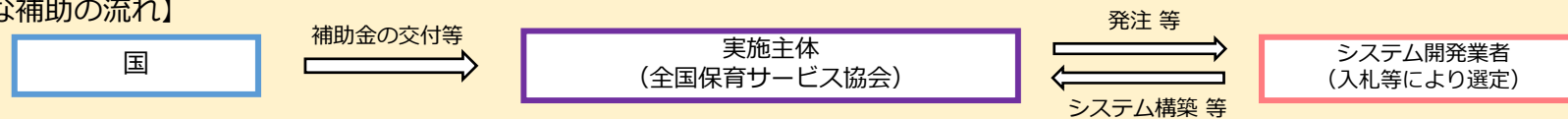
公益社団法人全国保育サービス協会

※令和2年度企業主導型ベビーシッター利用者支援事業等の公募により選定された事業実施団体

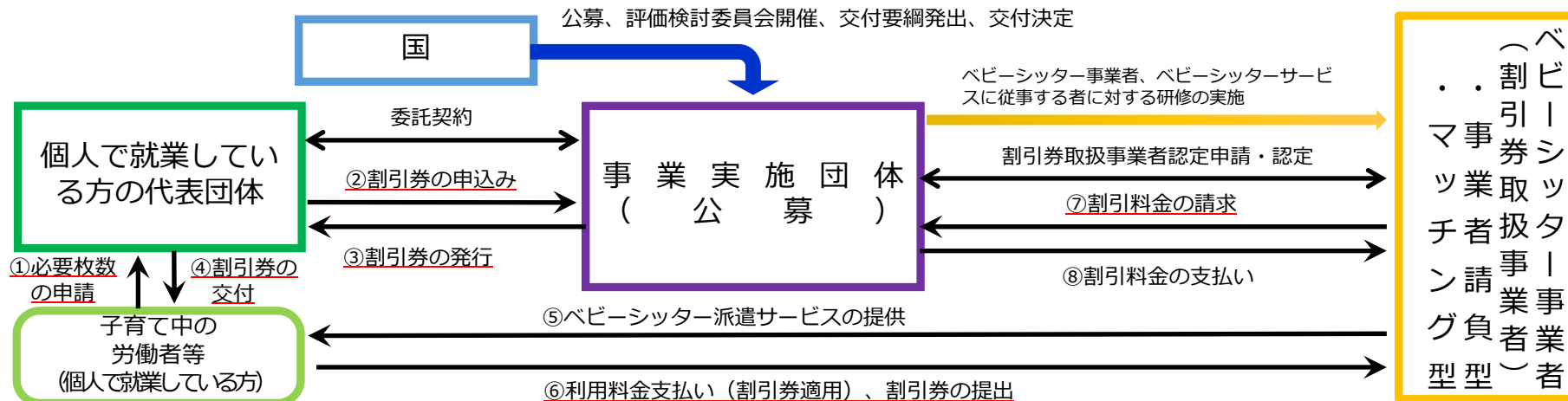
【所要額】

262,974千円（国10/10）

【主な補助の流れ】



< (参考) 全体のスキーム図 (案) >



※赤下線部分を今回構築するシステムによりオンライン化する予定（詳細は今後要検討）。

※上図は個人で就業している場合を想定。厚生年金適用事業所に所属している場合には、所属している職場から割引券の交付を受ける（①④関係）などスキームが若干異なる場合がある。

臨時休園等した企業主導型保育施設の利用料減免の支援

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から臨時休園等した場合に、利用料の減免を行う企業主導型保育施設に対しその減免分の助成を行うことにより、その間、保育の提供を受けられなかった児童の保護者の経済的負担の軽減を図る。

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、臨時休園等したことにより、施設を欠席した児童の利用者負担相当額を日割りで算出し、当該算出された額を臨時的に施設に対して助成する。

③ 施策の具体的内容

- ・対象児童：施設利用給付費の助成対象外の児童であり、臨時休園等により施設を欠席した児童
- ・助成額の算出方法：以下の計算式により欠席日数に応じて利用料日割りをを行う。

<計算式>

ア 週7日開所施設

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の臨時休園等による欠席日数÷30日

イ 週7日未満開所施設

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の臨時休園等による欠席日数÷25日

ウ 週6日未満開所施設

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の臨時休園等による欠席日数÷20日

- ・助成期間：当面、令和2年4月～6月の利用料
- ・支給時期：原則として、4月～6月分の支給を6月末までに行う。

(参考) 利用者負担相当額

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	23,100円
3歳児	26,600円
1、2歳児	37,000円
0歳児	37,100円

④ 施策活用に当たっての主な留意事項

- ・施設の利用料を減免した施設に対して助成。
- ・施設は、助成額以上の額を利用料から減額すること。
- ・既に、利用料を徴収した施設については、施設から利用料を利用者に返還することにより対応。
- ・利用者に対して減免内容を確実に周知すること。

子育て世帯への臨時特別給付金

① 施策の目的

全国の小学校等の一斉臨時休業等により、子育て世帯に予期せぬ様々な影響が生じたことなどを踏まえ、子育て世帯への一定の配慮を行う措置。

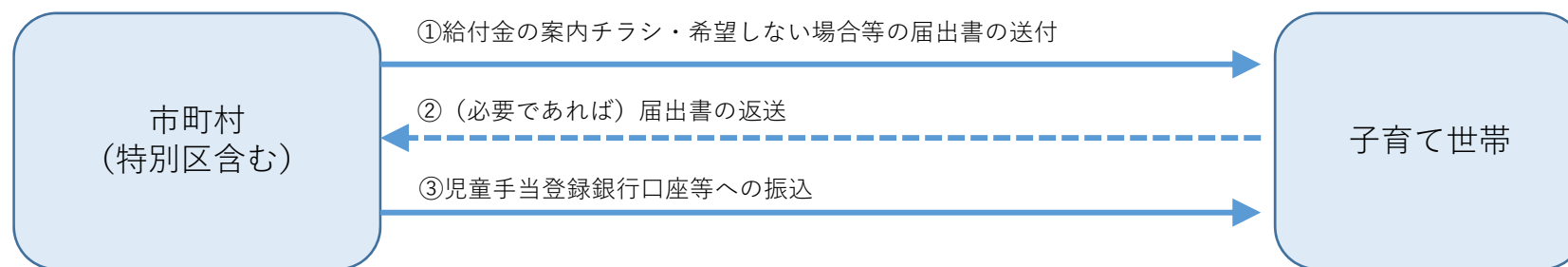
② 施策の概要

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。

③ 施策の具体的内容

- ・ 給付額：対象児童一人につき1万円
- ・ 実施主体：令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）
- ・ 支給対象者：対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者
- ・ 対象児童：児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）（約1,480万人）
※ 3月31日までに生まれた児童が対象
- ・ 支給時期：準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始

事業スキーム：改めての申請を要しない



※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。